航空自衛隊達第６２号

改正　昭和３９年　２月　１日　航空自衛隊達第４号
昭和３９年　３月２４日　航空自衛隊達第１３号
昭和３９年１０月１０日　航空自衛隊達第３８号
昭和３９年１０月２６日　航空自衛隊達第４２号
昭和４０年１２月２４日　航空自衛隊達第２９号
昭和４１年　６月１３日　航空自衛隊達第１７号
昭和４１年１１月　１日　航空自衛隊達第３２号
昭和４４年　９月１１日　航空自衛隊達第３７号
昭和４５年　１月２１日　航空自衛隊達第１号
昭和４５年　５月２５日　航空自衛隊達第１４号
昭和４５年　６月２３日　航空自衛隊達第１７号
昭和４７年　３月　７日　航空自衛隊達第８号
昭和４７年１０月１１日　航空自衛隊達第３４号
昭和４８年　２月１４日　航空自衛隊達第３号
昭和４８年１０月１６日　航空自衛隊達第２６号
昭和４９年　４月２０日　航空自衛隊達第１５号
昭和５１年　４月３０日　航空自衛隊達第１２号
昭和５２年　３月　３日　航空自衛隊達第４号
昭和５２年　８月１１日　航空自衛隊達第１３号
昭和５３年　３月１３日　航空自衛隊達第８号
昭和５６年　２月　７日　航空自衛隊達第１１号
昭和５６年１２月　１日　航空自衛隊達第３５号
昭和５９年　６月３０日　航空自衛隊達第１９号
昭和６０年　３月２２日　航空自衛隊達第１０号
昭和６０年　４月１５日　航空自衛隊達第１４号
昭和６１年　２月２４日　航空自衛隊達第６号
昭和６２年１０月１２日　航空自衛隊達第３５号
昭和６３年　３月３１日　航空自衛隊達第６号
昭和６３年　５月　６日　航空自衛隊達第１４号
昭和６３年　５月３１日　航空自衛隊達第１６号
昭和６３年　７月２８日　航空自衛隊達第２３号
昭和６３年１２月　８日　航空自衛隊達第２８号
平成元年　３月１６日　航空自衛隊達第２５号
平成２年　３月２３日　航空自衛隊達第１０号
平成３年　２月２７日　航空自衛隊達第１号
平成３年　３月１４日　航空自衛隊達第４号
平成３年　３月１４日　航空自衛隊達第６号
平成３年　７月２４日　航空自衛隊達第２３号
平成３年１２月　２日　航空自衛隊達第２９号
平成４年　３月３１日　航空自衛隊達第１３号
平成４年１１月　６日　航空自衛隊達第４９号
平成６年　２月１６日　航空自衛隊達第４号
平成８年　３月２１日　航空自衛隊達第５号
平成９年　６月２６日　航空自衛隊達第１６号

平成１１年　３月２４日　航空自衛隊達第６号
平成１１年　６月　１日　航空自衛隊達第１７号
平成１２年　３月３１日　航空自衛隊達第２４号
平成１２年　９月２２日　航空自衛隊達第３９号
平成１２年１２月１１日　航空自衛隊達第５３号
平成１３年　３月　９日　航空自衛隊達第４号
平成１３年　３月２３日　航空自衛隊達第８号
平成１５年　３月２６日　航空自衛隊達第５号
平成１５年　４月２３日　航空自衛隊達第２６号
平成１６年　４月１４日　航空自衛隊達第１６号
平成１８年　３月２４日　航空自衛隊達第１４号
平成１８年　３月３１日　航空自衛隊達第２５号
平成１８年　７月２６日　航空自衛隊達第３５号
平成１８年　９月　８日　航空自衛隊達第３９号
平成１９年　１月　５日　航空自衛隊達第１号
平成１９年　８月３１日　航空自衛隊達第３９号
平成２０年　７月　２日　航空自衛隊達第２９号
平成２１年　３月２５日　航空自衛隊達第３号
平成２１年　６月　３日　航空自衛隊達第１９号
平成２１年　７月２９日　航空自衛隊達第２８号
平成２３年　３月２８日　航空自衛隊達第７号
平成２３年　６月　９日　航空自衛隊達第２５号
平成２４年１１月　７日　航空自衛隊達第５４号
平成２５年１１月　７日　航空自衛隊達第７９号
平成２６年　７月３１日　航空自衛隊達第６５号
平成２７年１０月　１日　航空自衛隊達第３８号
平成２８年　１月２９日　航空自衛隊達第１０号
平成２９年　３月２７日　航空自衛隊達第９号
平成２９年　６月２３日　航空自衛隊達第２７号
平成２９年１０月２４日　航空自衛隊達第４３号
平成３０年　３月２９日　航空自衛隊達第６号
平成３０年１１月１４日　航空自衛隊達第２１号
令和元年　９月２６日　航空自衛隊達第１８号
令和２年　３月２６日　航空自衛隊達第２５号
令和２年　５月１４日　航空自衛隊達第３３号
令和３年　３月１８日　航空自衛隊達第２６号
令和３年　５月２１日　航空自衛隊達第４７号
令和３年　６月３０日　航空自衛隊達第５８号
令和４年　１月１８日　航空自衛隊達第２号
令和４年　３月１８日　航空自衛隊達第１９号
令和４年　６月　８日　航空自衛隊達第３９号
令和５年　３月２２日　航空自衛隊達第１６号
令和５年１１月３０日　航空自衛隊達第４６号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令（昭和３８年防衛庁訓令第２１号）第１１条の規定に基づき、特技制度に関する達を次のように定める。

昭和３８年１１月１１日

航空幕僚長　空将　松田　　武

特技制度に関する達

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　職域、特技職等（第６条－第８条）
第３章　特技の付与等（第９条－第１６条）
第４章　特技試験（第１７条）

第１章　総則

（目的）

第１条　この達は、航空自衛隊において、職の分類制度を人事管理に活用するために必要とする特技の取扱制度（以下「特技制度」という。）について定めることを目的とする。

（特技制度）

第２条　特技制度は、隊員の能力を的確に把握して、個人の経歴管理の方向を明らかにするとともに人員補充及び教育訓練の計画及び実施に資し適正な人事管理の運営を図ることを目的とする。

（特技制度の活用）

第３条　特技制度の活用は、次項から第３項までの規定に定めるところによる。

２　隊員の人事管理に当たつては、原則として、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）幹部である自衛官（以下「幹部」という。）　主特技の幹部特技職一覧表（別表第１）に示す特技職において管理すること。

（２）准空尉、空曹及び空士である自衛官（以下「准空尉空曹空士」という。）　同一の小職域（准空尉空曹空士特技職一覧表（別表第２）に示す小職域をいう。）内において特技の昇進を図ること。

（３）事務官等　自衛官の職域及び特技職を例として、経歴管理に活用すること。

３　補職及び配置指定に当たつては、原則として、その職の属する特技職に係る特技（准空尉空曹空士にあつては、その特技に昇進すべき特技）を保有する者をもつてこれを行うものとする。

４　隊員の補充は、特技別人員の要求に基づいて行い、その教育は特技職の内容に従つて計画し、及び実施するのを原則とする。

（用語の意義）

第４条　この達において用いる用語の意義は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

（１）「特技の付与」とは、隊員を特技保有者として認定する行為をいう。

（２）「特技付与権者」とは、前号の認定を行う者をいう。

（３）「付与特技」とは、隊員について認定された特技をいい、当該特技に係る特技

職の名称及び番号をもつて表示する。
（４）「特技の等級」とは、准空尉空曹空士の特技職について定められた等級をいう。
（５）「特技の昇進」とは、准空尉空曹空士の付与特技の等級より上位の等級の特技を付与することをいう。
（６）「特技系」とは、准空尉空曹空士において、小職域（特技職一覧表に示す小職域をいう。）の特技職に係る特技の昇進の系列をいう。
（７）「総合特技職」とは、幹部の特技職のうち、同一職域に属する複数の特技職に関係のある計画等の企画、立案、調整等の職務を行う２等空佐の特技職をいう。
（８）「専門特技職」とは、幹部の特技職のうち、専門的な職務を行う２等空佐以下の特技職をいう。
（９）「職務区分」とは、操縦以外の幹部の特技職において、資格取得、課程修了又は補職（職務）経験を人事管理等に活用するため、必要に応じてその職務を区分したものをいう。
（10）「行動」とは、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第６章に規定する自衛隊の行動をいう。
（特技の付与を行う範囲）
第５条　特技の付与は、自衛官にあつては２等空佐以下の者（幹部候補者又は空曹候補者である者を除く。）について行い、事務官等にあつては、航空幕僚長が別に定める。

第２章　職域、特技職等

（職域及び特技職）
第６条　職域及び職域を構成する特技職は、別表第１に定める幹部特技職一覧表及び別表第２に定める准空尉空曹空士特技職一覧表による。
（報告記号、指定記号及び職務記号）
第７条　報告記号は、特技を付与されていない自衛官、第５条の規定により特技の付与が行われない隊員及び学生その他これに準ずる隊員について記録、報告又は統計上の必要があるときに使用するものとし、別表第３に定める幹部報告記号一覧表及び別表第４に定める准空尉空曹空士報告記号一覧表によるもののほか、必要に応じて別に定める。
２　指定記号は、操縦の特技職において、職務遂行が可能な機種を指定するために使用するものとし、特技職番号の次に、別表第５に定める指定記号一覧表に掲げる類型及び機種ごとの記号を付する。
３　職務記号は、職務区分を端的に表すために使用するものとし、特技職番号の次に、別表第６に定める職務記号一覧表に掲げる職務区分ごとの記号を付する。
（特技職明細集）
第８条　特技職明細集は、別冊第１に定める幹部特技職明細集及び別冊第２に定める准空尉・空曹・空士特技職明細集によるものとし、その内容には、次に掲げる事項を含むものとする。
（１）特技付与要件等一覧表
（２）特技職構成図
（３）職域の概要
（４）特技職明細書
２　前項第４号に掲げる特技職明細書（次項及び第４項に規定する特技職明細書を除く。）には、次に掲げる事項を示す。

（１）職務及び責任の概要
（２）職務及び責任の細目
（３）特技
（４）特技付与要件（個人に特技を付与する場合に限る。）
（５）主な職位（准空尉である自衛官を除く。）
（６）その他必要な事項
３　操縦の特技職明細書には、次に掲げる事項を航空機の類型ごとに別葉で示す。
（１）職務及び責任の概要
（２）職務及び責任の細目
（３）指定要件
（４）主な職位
４　職務区分が設定されている特技職の特技職明細書には、次に掲げる事項を職務区分ごとに別葉で示す。
（１）職務及び責任の概要
（２）職務及び責任の細目
（３）付与要件
（４）主な職位

第３章　特技の付与等

（特技付与権者）
第９条　３等空佐以上についての特技、指定記号及び職務記号の付与は航空幕僚長が、１等空尉以下の幹部についての特技、指定記号及び職務記号の付与は別表第７に定める幹部特技付与権者一覧表の左欄に掲げる部隊等に所属する者に対してそれぞれ右欄に掲げる部隊等の長が行う。ただし、別に定める教育課程のうち、航空自衛隊における教育課程修了者については、教育を実施した部隊等の長が行う。
２　准空尉空曹空士についての特技の付与は、別表第８に定める准空尉空曹空士特技付与権者一覧表の左欄に掲げる部隊等に所属する者に対してそれぞれ右欄に掲げる部隊等の長が行う。ただし、別に定める教育課程のうち、航空自衛隊における教育課程修了者については、教育を実施した部隊等の長が行う。
（特技、指定記号及び職務記号の付与等）
第１０条　前条の規定により特技等の付与を行う者（以下「特技付与権者」という。）は、特技、指定記号及び職務記号の付与のほか、付与特技の取消し並びに付与特技及び指定記号の順位の指定及び変更を行うものとする。
２　特技付与権者は、付与特技の取消しその他別に定める事項について必要があるときには次条に規定する特技委員会を設置するものとする。
３　特技、指定記号及び職務記号の付与は、特技付与権者に対しその付与しようとする隊員の直近上級の監督者である幹部が別に定める様式をもつて申請することにより行うものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、この限りでない。
４　特技、指定記号及び職務記号の付与は、隊員が第８条第１項第１号に掲げる特技付与要件等一覧表及び同項第４号に掲げる特技職明細書の要件を満たした場合に行う。ただし、前条第１項及び第２項ただし書に該当する者については当該教育修了時に行う。
５　総合特技職及びその他の特技職並びに准曹士先任特技職に係る特技の付与は、行わない。
（特技委員会）

第１１条　特技付与権者は、特技の付与等に関する事項を審議させるため特技委員会を設置する。
２　特技委員会は、特技付与権者の命ずる３名以上の幹部である委員（うち１名は、人事担当幹部とする。）をもつて構成する。
３　特技委員会は、必要に応じ各特技についての専門的知識を有する者を出席させ、その意見を聴くことができる。
第１２条　削除
（付与特技及び指定記号の順位の指定等）
第１３条　特技付与権者は、隊員について２以上の特技を付与する場合には、主特技、第２特技、第３特技等（第２特技以下の付与特技を従特技という。）として指定する。
２　特技を付与されていない者に初めて特技を付与した場合は、当該付与特技は主特技に指定されたものとみなす。
３　特技付与権者は、付与特技の順位の指定又は変更を行う場合には、次の各号に掲げる事項を考慮して行うものとする。
（１）航空自衛隊その他における経験の量が大であり、かつ、その経験が新しい特技を優先する。
（２）階級範囲の上限の高い特技職に係る特技を優先する。
（３）本人の関心の強い特技を優先する。
（４）教育期間が長期にわたる特技を優先する。
（５）前各号にかかわらず准空尉空曹空士にあつては等級の高い特技を優先する。
４　付与特技が操縦である者に操縦以外の特技を更に付与する場合は、前項の規定にかかわらず当該操縦以外の特技を従特技とする。
５　付与特技が操縦である者に２以上の機種を指定する場合の指定記号の順位は、原則として、直近に指定されたものを基準として降順とする。
６　付与された職務記号には、順位を指定しないものとする。
（付与特技の取消し）
第１４条　付与特技を取り消す場合は、次の各号に掲げる場合とする。
（１）心身の故障又は付与特技に関する能力の低下により、当該特技職の職務及び責任が遂行できなくなつた場合
（２）特技職の内容又は特技付与要件の変更により当該特技に対する要件が不十分となつた場合
（３）付与特技の昇進により付与特技を保有する必要がなくなつた場合
（４）前各号に掲げる場合のほか、その特技を付与されるために必要な要件を失つた場合
（異議の申立て）
第１５条　隊員は、特技の付与等に関して異議があるときは、これを直接特技付与権者に申し立てることができる。
２　特技付与権者は前項の申し立てがあつたときは、特技委員会の意見を聴いて所要の処置をとるものとする。
（指定特技）
第１６条　次の各号に該当する場合で特技の付与又は主特技の指定までの間、人事管理上必要があるときは、各個人について主特技にかえて特技又は職域を指定する（以下「指定特技」という。）。
（１）自衛官候補生課程又は一般空曹候補生課程修了後初度の特技を付与されていない場合
（２）転換教育を修了した場合

（３）主特技の属する特技系以外の特技系で特技の昇進を行う場合
（４）幹部でまだ特技を付与されていない場合
（５）その他特に必要な場合
２　指定特技の指定及び取り扱い要領については別に定める。

第４章　特技試験

（特技試験）
第１７条　空曹空士の中級以上の特技の付与については、別に定めるところにより特技試験を実施する。

附　則
１　この達は、昭和 38 年 11 月 11 日から施行し、同年 12 月１日から適用する。
２　特技制度の実施に関する達（昭和 32 年航空自衛隊達第 47 号）は廃止する。
３　この達の適用前において行なわれた措置でこの達に定める措置に相当するものは、この達に基づいて行なわれたものとみなす。

附　則（昭和 39 年２月１日航空自衛隊達第４号）
この達は、昭和 39 年２月１日から施行する。

附　則（昭和 39 年３月 24 日航空自衛隊達第 13 号）
この達は、昭和 39 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 39 年 10 月 10 日航空自衛隊達第 38 号）
この達は、昭和 39 年 10 月 10 日から施行する。

附　則（昭和 39 年 10 月 26 日航空自衛隊達第 42 号）
この達は、昭和 39 年 10 月 26 日から施行する。ただし、第 82 航空隊にかかる部分については、同年 12 月１日から施行する。

附　則（昭和 40 年 12 月 24 日航空自衛隊達第 29 号）
この達は、昭和 40 年 12 月 24 日から施行し、同年 12 月 20 日から適用する。

附　則（昭和 41 年６月 13 日航空自衛隊達第 17 号）
この達は、昭和 41 年６月 13 日から施行する。

附　則（昭和 41 年 11 月１日航空自衛隊達第 32 号）
この達は、昭和 41 年 12 月 20 日から施行する。

附　則（昭和 44 年９月 11 日航空自衛隊達第 37 号）
この達は、昭和 44 年 10 月１日から施行する。

附　則（昭和 45 年１月 21 日航空自衛隊達第１号）
１　この達は、昭和 45 年１月 21 日から施行する。
２　改正後の規定は、昭和 44 年 12 月 17 日から適用する。
３　この達の適用日から施行の際までになされた事務処理は、改正後の規定によりなされたものとみなす。

附　則（昭和 45 年５月 25 日航空自衛隊達第 14 号）
この達は、昭和 45 年８月１日から施行する。

附　則（昭和 45 年６月 23 日航空自衛隊達第 17 号）
この達は、昭和 45 年７月１日から施行する。

附　則（昭和 47 年３月７日航空自衛隊達第８号）
この達は、昭和 47 年３月７日から施行する。

附　則（昭和 47 年 10 月 11 日航空自衛隊達第 34 号）
この達は、昭和 47 年 10 月 11 日から施行する。

附　則（昭和 48 年２月 14 日航空自衛隊達第３号）

この達は、昭和48年２月15日から施行する。

附　則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附　則（昭和49年４月20日航空自衛隊達第15号）

この達は、昭和49年４月20日から施行する。

附　則（昭和51年４月30日航空自衛隊達第12号）

この達は、昭和51年４月30日から施行し、改正後の特技制度に関する達別表第２の規定は、同年３月30日から適用する。

附　則（昭和52年３月３日航空自衛隊達第４号抄）

１　この達は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和52年８月11日航空自衛隊達第13号）

１　この達は、昭和52年８月16日から施行する。

２　この達の施行の際、現にこの達による改正前の達の規定に基づき初級又は中級の特技を付与されている者に対する特技の付与については、なお従前の例による。

附　則（昭和53年３月13日航空自衛隊達第８号）

この達は、昭和53年３月31日から施行する。

附　則（昭和56年２月７日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和56年２月10日から施行する。

附　則（昭和56年12月１日航空自衛隊達第35号）

この達は、昭和57年１月１日から施行する。

附　則（昭和59年６月30日航空自衛隊達第19号）

この達は、昭和59年７月１日から施行する。

附　則（昭和60年３月22日航空自衛隊達第10号）

この達は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年４月15日航空自衛隊達第14号）

この達は、昭和60年４月15日から施行する。

附　則（昭和61年２月24日航空自衛隊達第６号）

この達は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年10月12日航空自衛隊達第35号）

この達は、昭和62年10月12日から施行する。

附　則（昭和63年３月31日航空自衛隊達第６号）

この達は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年５月６日航空自衛隊達第14号）

この達は、昭和63年５月６日から施行する。

附　則（昭和63年５月31日航空自衛隊達第16号）

この達は、昭和63年５月31日から施行する。

附　則（昭和63年７月28日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和63年７月28日から施行する。

附　則（昭和63年12月８日航空自衛隊達第28号）

この達は、昭和63年12月８日から施行する。

附　則（平成元年３月16日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成元年３月16日から施行する。

附　則（平成２年３月23日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成２年３月23日から施行する。

附　則（平成３年２月27日航空自衛隊達第１号）

この達は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成３年３月 14 日航空自衛隊達第４号）
この達は、平成３年３月 14 日から施行する。
附　則（平成３年３月 14 日航空自衛隊達第６号）
この達は、平成３年３月 15 日から施行する。
附　則（平成３年７月 24 日航空自衛隊達第 23 号）
この達は、平成３年７月 24 日から施行する。
附　則（平成３年 12 月２日航空自衛隊達第 29 号）
この達は、平成３年 12 月２日から施行する。
附　則（平成４年３月 31 日航空白衛隊達第 13 号）
この達は、平成４年４月１日から施行する。
附　則（平成４年 11 月６日航空自衛隊達第 49 号）
この達は、平成４年 11 月６日から施行する。
附　則（平成６年２月 16 日航空自衛隊達第４号）
この達は、平成６年２月 16 日から施行する。
附　則（平成８年３月 21 日航空自衛隊達第５号）
この達は、平成８年４月１日から施行する。
附　則（平成９年６月 26 日航空自衛隊達第 16 号）
この達は、平成９年７月１日から施行する。
附　則（平成 11 年３月 24 日航空自衛隊達第６号）
この達は、平成 11 年３月 25 日から施行する。〔後略〕
（１）～（４）〔略〕
附　則（平成 11 年６月１日航空自衛隊達第 17 号）
この達は、平成 11 年６月１日から施行する。
附　則（平成 12 年３月 31 日航空自衛隊達第 24 号）
この達は、平成 12 年４月１日から施行する。
１　この達の施行の際、改正前の規定により空中輸送の特技職に係る指定特技を指定されている者の特技の付与については、なお従前の例による。
２　この達の施行の際、改正前の規定に基づき別表第２空中輸送（601-3）の特技職である上級（技術員）又は中級（専門員）の特技を付与されている者の施行後の准尉への特技の昇進、また上級（技術員）への特技の昇進に当たっては、当分の間、改正前の規定で定めた特技職明細書に掲げるそれぞれの特技付与要件を適用するとともに、当該特技付与要件を満たした場合に行うものとする。
附　則（平成 12 年９月 22 日航空自衛隊達第 39 号）
１　この達は、平成 12 年９月 22 日から施行する。
２　この達の施行の際、飛行開発実験団においてＸＦ－２実用試験又は試験的運用に従事していた操縦士等は、Ｆ－２機種転換操縦課程（試行）を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。
附　則（平成 12 年 12 月 11 日航空自衛隊達第 53 号）
この達は、平成 13 年１月６日から施行する。
附　則（平成 13 年３月９日航空自衛隊達第 4 号）
この達は、平成 13 年３月 27 日から施行する。
附　則（平成 13 年３月 23 日航空自衛隊達第 8 号）
この達は、平成 13 年４月１日から施行する。
附　則（平成 15 年３月 26 日航空自衛隊達第 5 号）
この達は、平成 15 年３月 26 日から施行する。
附　則（平成 15 年４月 23 日航空自衛隊達第 26 号）

この達は、平成 15 年４月 23 日から施行する。

附　則（平成 16 年４月 14 日航空自衛隊達第 16 号）

この達は、平成 16 年４月 14 日から施行する。

附　則（平成 18 年３月 24 日航空自衛隊達第 14 号抄）

１　この達は、平成 18 年３月 27 日から施行する。

附　則（平成 18 年３月 31 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成 18 年７月 26 日航空自衛隊達第 35 号抄）

１　この達は、平成 18 年７月 31 日から施行する。

附　則（平成 18 年９月８日航空自衛隊達第 39 号）

この達は、平成 18 年９月８日から施行する。

附　則（平成 19 年１月５日航空自衛隊達第１号抄）

１　この達は、平成 19 年１月９日から施行する。

附　則（平成 19 年８月 31 日航空自衛隊達第 39 号抄）

１　この達は、平成 19 年９月１日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 25 日航空自衛隊達第３号）

この達は、平成 21 年３月 26 日から施行する。

附　則（平成 21 年６月３日航空自衛隊達第 19 号）

この達は、平成 21 年６月３日から施行する。

附　則（平成 21 年７月 29 日航空自衛隊達第 28 号）

この達は、平成 21 年８月１日から施行する。

附　則（平成 23 年３月 28 日航空自衛隊達第７号）

この達は、平成 23 年３月 28 日から施行する。

附　則（平成 23 年６月９日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成 23 年６月９日から施行する。

附　則（平成 24 年 11 月７日航空自衛隊達第 54 号）

この達は、平成 24 年 11 月 15 日から施行する。

附　則（平成 25 年 11 月７日航空自衛隊達第 79 号）

この達は、平成 25 年 11 月７日から施行する。

附　則（平成 26 年７月 31 日航空自衛隊達第 65 号）

この達は、平成 26 年８月１日から施行する。

附　則（平成 27 年 10 月１日航空自衛隊達第 38 号）

この達は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 28 年１月 29 日航空自衛隊達第 10 号）

この達は、平成 28 年１月 31 日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 27 日航空自衛隊達第９号）

１　この達は、平成 29 年３月 27 日から施行する。

２　この達の施行の際、別に定めるところにより飛行開発実験団においてＸＣ－２の技術・実用試験及び試験的運用に従事した操縦士等は、航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達の一部を改正する達（平成２９年航空自衛隊達第８号）による改正後の航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達（昭和３４年航空自衛隊達第９号）別表第１に定めるＣ－２機種転換操縦課程を修了したものをみなす。

附　則（平成 29 年６月 23 日航空自衛隊達第 27 号）

この達は、平成 29 年７月１日から施行する。

附　則（平成 29 年 10 月 24 日航空自衛隊達第 43 号）

この達は、平成 29 年 10 月 24 日から施行する。

附　則（平成30年３月29日航空自衛隊達第６号）

この達は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年11月14日航空自衛隊達第21号）

（施行期日）

１　この達は、平成30年11月15日から施行する。

（任命権の行使に関する達の一部改正）

２　任命権の行使に関する達（昭和３６年航空自衛隊達第３１号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項中「、幹部通信電子整備基礎課程」を削り、「要撃管制幹部英語課程」を「兵器管制幹部英語課程」に改める。

（航空自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に関する達の一部改正）

３　航空自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に関する達（昭和６１年航空自衛隊達第２４号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「小職域」を「専門特技職」に改める。

（航空自衛隊の予備自衛官の人事記録に関する達の一部改正）

４　航空自衛隊の予備自衛官の人事記録に関する達（昭和６１年航空自衛隊達第２６号）の一部を次のように改正する。

別紙第２第１号の表⑧配置特技の項中「小職域」を「職域」に改める。

附　則（令和元年９月２６日航空自衛隊達第18号）

この達は、令和元年９月２６日から施行する。

附　則（令和２年３月２６日航空自衛隊達第25号）

この達は、令和２年３月２６日から施行する。

附　則（令和２年５月１４日航空自衛隊達第33号）

この達は、令和２年５月１８日から施行する。

附　則（令和３年３月１８日航空自衛隊達第26号）

この達は、令和３年３月１８日から施行する。

附　則（令和３年５月２１日航空自衛隊達第47号）

この達は、令和３年５月２１日から施行する。

附　則（令和３年６月３０日航空自衛隊達第58号）

この達は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令和４年１月１８日航空自衛隊達第２号）

この達は、令和４年１月１８日から施行する。

附　則（令和４年３月１８日航空自衛隊達第19号）

この達は、令和４年３月１７日から施行する。

附　則（令和４年６月８日航空自衛隊達第39号）

この達は、令和４年６月８日から施行する。

附　則（令和５年３月22日航空自衛隊達第16号）

この達は、令和５年３月22日から施行する。

附　則（令和５年11月30日航空自衛隊達第46号）

この達は、令和５年11月30日から施行する。

別表第１（第３条、第６条関係）

幹部特技職一覧表

職　域 (職域番号)	特技職の区分	特技職名(特技職番号)	その他の特技職名(特技職番号)
作戦運用（1）	総合特技職	作戦運用　(1000)	空将補以上(0002) 上級特技職(0003) 部隊指揮官(0004)
	専門特技職	操　縦　(1113)	
		航　法　(1153)	
		兵器管制　(1173)	
		高射運用　(1183)	
		宇　宙　(1223)	
作戦基盤（2）	総合特技職	作戦基盤　(2000)	
	専門特技職	航空管制　(2163)	
		情　報　(2203)	
		気　象　(2253)	
		情報通信　(2303)	
		高射整備　(2313)	
		航空機整備　(2433)	
		施　設　(2553)	
		輸送補給　(2643)	
		会計調達　(2653)	
		警　備　(2773)	
隊務管理（3）	専門特技職	隊務管理　(3733)	
音　楽（4）		音　楽　(4763)	
警　務（5）		警　務　(5783)	
法　務（6）		法　務　(6793)	
技　術（7）		技　術　(7863)	
衛　生（8）		衛　生　(8903)	
		薬　剤　(8913)	
		医　官　(8933)	
		歯科医官　(8983)	

注：教官職を示す場合、特技職番号の前に接頭記号「T」を付す。

別表第２（第３条、第６条関係）

准空尉空曹空士特技職一覧表

准曹士先任特技職	大職域	小職域	特　技　職			
			准　尉	上級(技術員)	中級(専門員)	初級(初級専門員)
准曹士先任 (10000)	宇宙 (12)	宇宙 (121-0)	宇宙准尉 (12190)	宇宙技術員 (12170)	初級宇宙技術員 (12150)	
	情報 (20)	語学 (203-0)	語学准尉 (20390)	語学技術員 (20370)	語学専門員 (20350)	初級語学専門員 (20330)
		情報 (204-0)	情報准尉 (20490)	情報技術員 (20470)	情報専門員 (20450)	初級情報専門員 (20430)
		調査 (209-0)	調査准尉 (20990)	調査技術員 (20970)	初級調査技術員 (20950)	
	サイバー (24)	サイバー運用 (241-0)	サイバー運用准尉 (24190)	サイバー運用技術員 (24170)	サイバー運用専門員又は初級サイバー運用技術員 (24150)	初級サイバー運用専門員 (24150)
	気象 (25)	気象観測 (252-0)	気象観測准尉 (25290)	気象観測技術員 (25270)	気象観測専門員 (25250)	初級気象観測専門員 (25230)
	電算機 (26)	電算機処理 (261-0)	電算機処理准尉 (26190)	電算機処理技術員 (26170)	電算機処理専門員 (26150)	初級電算機処理専門員 (26130)
	管制警戒 (27)	飛行管理 (271-0)	飛行管理准尉 (27190)	飛行管理技術員 (27170)	飛行管理専門員 (27150)	初級飛行管理専門員 (27130)
		航空管制 (272-1)	航空管制准尉 (27291)	航空管制技術員 (27271)	航空管制専門員 (27251)	初級航空管制専門員 (27231)
		警戒管制 (273-0)	警戒管制准尉 (27390)	警戒管制技術員 (27370)	警戒管制専門員 (27350)	初級警戒管制専門員 (27330)

		警戒管制(機上警戒管制) (273-0W)	警戒管制(機上警戒管制)准尉 (27390W)	警戒管制(機上警戒管制)技術員 (27370W)	初級警戒管制(機上警戒管制)技術員 (27350W)	
	高射 (28)	基地防空操作 (283-0)	基地防空操作准尉 (28390)	基地防空操作技術員 (28370)	基地防空操作専門員 (28350)	初級基地防空操作専門員 (28330)
		高射操作 (284-0)	高射操作准尉 (28490)	高射操作技術員 (28470)	高射操作専門員 (28450)	初級高射操作専門員 (28430)
	通信 (29)	通信 (293-0)	通信准尉 (29390)	通信技術員 (29370)	通信専門員 (29350)	初級通信専門員 (29330)
		機上無線 (293-2)	機上無線准尉 (29392)	機上無線技術員 (29372)	初級機上無線技術員 (29352)	
	無線レーダー整備 (30)	機上電子整備 (301-0)	機上電子整備准尉 (30190)	機上電子整備技術員 (30170)	機上電子整備専門員 (30150)	初級機上電子整備専門員 (30130)
		気象器材整備 (302-0)	気象器材整備准尉 (30290)	気象器材整備技術員 (30270)	気象器材整備専門員 (30250)	初級気象器材整備専門員 (30230)
		航空管制器材整備 (303-1)	航空管制器材整備准尉 (30391)	航空管制器材整備技術員 (30371)	航空管制器材整備専門員 (30351)	初級航空管制器材整備専門員 (30331)
		警戒管制レーダー整備 (303-2)	警戒管制レーダー整備准尉 (30392)	警戒管制レーダー整備技術員 (30372)	警戒管制レーダー整備専門員 (30352)	初級警戒管制レーダー整備専門員 (30332)
		地上無線整備 (304-0)	地上無線整備准尉 (30490)	地上無線整備技術員 (30470)	地上無線整備専門員 (30450)	初級地上無線整備専門員 (30430)
		電算機整備 (305-1)	電算機整備准尉 (30591)	電算機整備技術員 (30571)	電算機整備専門員 (30551)	初級電算機整備専門員 (30531)
	高射整備 (31)	基地防空電子整備 (314-0)	基地防空電子整備准尉 (31490)	基地防空電子整備技術員 (31470)	基地防空電子整備専門員 (31450)	初級基地防空電子整備専門員 (31430)

		基地防空機械整備 (314-1)	基地防空機械整備准尉 (31491)	基地防空機械整備技術員 (31471)	基地防空機械整備専門員 (31451)	初級基地防空機械整備専門員 (31431)
		高射電子整備 (315-0)	高射電子整備准尉 (31590)	高射電子整備技術員 (31570)	高射電子整備専門員 (31550)	初級高射電子整備専門員 (31530)
		高射機械整備 (315-1)	高射機械整備准尉 (31591)	高射機械整備技術員 (31571)	高射機械整備専門員 (31551)	初級高射機械整備専門員 (31531)
	武装整備 (32)	火器管制装置整備 (322-0)	火器管制装置整備准尉 (32290)	火器管制装置整備技術員 (32270)	火器管制装置整備専門員 (32250)	初級火器管制装置整備専門員 (32230)
		計測器整備 (324-0)	計測器整備准尉 (32490)	計測器整備技術員 (32470)	初級計測器整備技術員 (32450)	
	有線器材整備 (36)	有線整備 (361-0)	有線整備准尉 (36190)	有線整備技術員 (36170)	有線整備専門員 (36150)	初級有線整備専門員 (36130)
	航空機装備品整備 (42)	油圧整備 (421-2)	油圧整備准尉 (42192)	油圧整備技術員 (42172)	油圧整備専門員 (42152)	初級油圧整備専門員 (42132)
		計器整備 (422-0)	計器整備准尉 (42290)	計器整備技術員 (42270)	計器整備専門員 (42250)	初級計器整備専門員 (42230)
		電機整備 (423-0)	電機整備准尉 (42390)	電機整備技術員 (42370)	電機整備専門員 (42350)	初級電機整備専門員 (42330)
		救命装備品整備 (429-0)	救命装備品整備准尉 (42990)	救命装備品整備技術員 (42970)	救命装備品整備専門員 (42950)	初級救命装備品整備専門員 (42930)
	航空機整備 (43)	ヘリコプター整備 (431-0)	ヘリコプター整備准尉 (43190)	ヘリコプター整備技術員 (43170)	ヘリコプター整備専門員 (43150)	初級ヘリコプター整備専門員 (43130)
		ヘリコプター整備(機上整備) (431-0W)	ヘリコプター整備(機上整備)准尉 (43190W)	ヘリコプター整備(機上整備)技術員 (43170W)	初級ヘリコプター整備(機上整備)技術員 (43150W)	

		航空機整備 (431-1)	航空機整備准尉 (43191)	航空機整備技術員 (43171)	航空機整備専門員 (43151)	初級航空機整備専門員 (43131)
		航空機整備(機上整備) (431-1W)	航空機整備(機上整備)准尉 (43191W)	航空機整備(機上整備)技術員 (43171W)	初級航空機整備(機上整備)技術員 (43151W)	
		エンジン整備 (432-0)	エンジン整備准尉 (43290)	エンジン整備技術員 (43270)	エンジン整備専門員 (43250)	初級エンジン整備専門員 (43230)
	武器弾薬 (46)	武器弾薬 (462-0)	武器弾薬准尉 (46290)	武器弾薬技術員 (46270)	武器弾薬専門員 (46250)	初級武器弾薬専門員 (46230)
	車両整備 (47)	車両整備 (471-0)	車両整備准尉 (47190)	車両整備技術員 (47170)	車両整備専門員 (47150)	初級車両整備専門員 (47130)
		動力器材整備 (472-0)	動力器材整備准尉 (47290)	動力器材整備技術員 (47270)	動力器材整備専門員 (47250)	初級動力器材整備専門員 (47230)
	工作 (53)	工作 (531-0)	工作准尉 (53190)	工作技術員 (53170)	工作専門員 (53150)	初級工作専門員 (53130)
	施設 (55．56)	土木建築 (551-0)	土木建築准尉 (55190)	土木建築技術員 (55170)	土木建築専門員 (55150)	初級土木建築専門員 (55130)
		電気 (561-0)	電気准尉 (56190)	電気技術員 (56170)	電気専門員 (56150)	初級電気専門員 (56130)
		設備機械 (563-0)	設備機械准尉 (56390)	設備機械技術員 (56370)	設備機械専門員 (56350)	初級設備機械専門員 (56330)
		給汽 (565-0)	給汽准尉 (56590)	給汽技術員 (56570)	給汽専門員 (56550)	初級給汽専門員 (56530)
	消防 (57)	消防 (571-0)	消防准尉 (57190)	消防技術員 (57170)	消防専門員 (57150)	初級消防専門員 (57130)
	輸送 (60)	空中輸送(戦術輸送) (601-3T)	空中輸送(戦術輸送)准尉 (60193T)	空中輸送(戦術輸送)技術員 (60173T)	初級空中輸送(戦術輸送)技術員 (60153T)	

	空中輸送(特別輸送) (601-3S)	空中輸送(特別輸送)准尉 (60193S)	空中輸送(特別輸送)技術員 (60173S)	初級空中輸送(特別輸送)技術員 (60153S)	
	輸送 (602-0)	輸送准尉 (60290)	輸送技術員 (60270)	輸送専門員 (60250)	初級輸送専門員 (60230)
給養 (62)	給養 (622-0)	給養准尉 (62290)	給養技術員 (62270)	給養専門員 (62250)	初級給養専門員 (62230)
補給 (64)	補給 (641-0)	補給准尉 (64190)	補給技術員 (64170)	補給専門員 (64150)	初級給専門員 (64130)
	燃料 (643-0)	燃料准尉 (64390)	燃料技術員 (64370)	燃料専門員 (64350)	初級燃料専門員 (64330)
会計 (65～67)	調達 (651-0)	調達准尉 (65190)	調達技術員 (65170)	調達専門員 (65150)	初級調達専門員 (65130)
	会計 (671-0)	会計准尉 (67190)	会計技術員 (67170)	会計専門員 (67150)	初級会計専門員 (67130)
印刷製図 (69)	印刷製図 (692-0)	印刷製図准尉 (69290)	印刷製図技術員 (69270)	印刷製図専門員 (69250)	初級印刷製図専門員 (69230)
総務人事 (70～74)	総務 (702-0)	総務准尉 (70290)	総務技術員 (70270)	総務専門員 (70250)	初級総務専門員 (70230)
	人事 (732-0)	人事准尉 (73290)	人事技術員 (73270)	人事専門員 (73250)	初級人事専門員 (73230)
	厚生 (741-0)	厚生准尉 (74190)	厚生技術員 (74170)	厚生専門員 (74150)	初級厚生専門員 (74130)
教育訓練 (75)	教育訓練 (752-0)	教育訓練准尉 (75290)	教育訓練技術員 (75270)	教育訓練専門員 (75250)	初級教育訓練専門員 (75230)
音楽 (76)	音楽 (761-0)	音楽准尉 (76190)	音楽技術員 (76170)	音楽専門員 (76150)	初級音楽専門員 (76130)
警備 (77．78)	警備 (772-0)	警備准尉 (77290)	警備技術員 (77270)	警備専門員 (77250)	初級警備専門員 (77230)

		警務 (781-0)	警務准尉 (78190)	警務技術員 (78170)	初級警務技術員 (78150)	
	衛生 (90)	衛生 (901-0)	衛生准尉 (90190)	衛生技術員 (90170)	衛生専門員 (90150)	初級衛生専門員 (90130)
		放射線 (903-0)	放射線准尉 (90390)	放射線技術員 (90370)	初級放射線技術員 (90350)	
		臨床検査 (904-0)	臨床検査准尉 (90490)	臨床検査技術員 (90470)	初級臨床検査技術員 (90450)	
		歯科 (908-0)	歯科准尉 (90890)	歯科技術員 (90870)	初級歯科技術員 (90850)	
	救難 (92)	救難 (921-0)	救難准尉 (92190)	救難技術員 (92170)	初級救難技術員 (92150)	

注：教官職を示す場合には、特技職番号の前に接頭記号「T」を付す。

別表第３（第７条関係）

幹部報告記号一覧表

区　分	報　告　記　号
未　区　分	0001
空将補以上	0002
１等空佐	0003

別表第４（第７条関係）

准空尉空曹空士報告記号一覧表

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>報　告　記　号</th></tr>
<tr><td colspan="3">未区分（他の報告記号で表せないもの）</td><td>00010</td></tr>
<tr><td rowspan="8">幹部候補生</td><td rowspan="2">一　　般</td><td>飛　　行</td><td>00021</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>00022</td></tr>
<tr><td colspan="2">医　　科</td><td>00023</td></tr>
<tr><td colspan="2">歯　　科</td><td>00024</td></tr>
<tr><td colspan="2">薬　剤　科</td><td>00025</td></tr>
<tr><td colspan="2">飛　　行</td><td>00026</td></tr>
<tr><td colspan="2">技　　術</td><td>00027</td></tr>
<tr><td colspan="2">看　　護</td><td>00028</td></tr>
<tr><td colspan="3">航空学生</td><td>00040</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般空曹候補生</td><td>00044</td></tr>
</table>

別表第５（第７条関係）

指定記号一覧表

特技職の名称（特技職番号）	類　型	機　種	指定記号
操　　縦（１１１３）	戦闘機等	Ｆ－１５	ＦＡ
		Ｆ－４／ＲＦ－４	ＦＢ
		Ｆ－３５	ＦＣ
		Ｆ－１	ＦＤ
		Ｆ－２	ＦＧ
	輸送機等	Ｅ－２Ｄ	ＣＡ
		ＫＣ－４６Ａ	ＣＢ
		Ｂ－７７７	ＣＦ
		Ｂ－７４７	ＣＨ
		Ｃ－１	ＣＩ
		Ｃ－１３０	ＣＪ
		ＹＳ－１１	ＣＫ
		Ｅ－２Ｃ	ＣＬ
		ＫＣ－７６７	ＣＲ
		Ｅ－７６７	ＣＴ
		Ｃ－２	ＣＵ
		ＥＣ－１	ＣＸ
	練習機等	Ｔ－２	ＴＤ
		Ｔ－７	ＴＭ
		Ｔ－１	ＴＮ
		Ｔ－４	ＴＯ
		Ｔ－３	ＴＰ
		Ｔ－４００	ＴＺ
	捜索機等	Ｕ－６８０Ａ	ＵＡ
		Ｕ－４	ＵＥ
		ＭＵ－２	ＵＱ
		Ｕ－１２５	ＵＹ
	ヘリコプター	Ｖ－１０７	ＨＳ
		ＣＨ－４７	ＨＶ
		ＵＨ－６０	ＨＷ
	無操縦者航空機	ＲＱ－４Ｂ	ＱＡ

別表第６（第７条関係）

職務記号一覧表

特技職		職務区分	職務記号	職務記号の意味
専門特技職	兵器管制（１１７３）	機　上	ＣＣ	Ｃａｂｉｎ　Ｃｒｅｗ
	情　報（２２０３）	調　査	ＩＶ	ＩｎＶｅｓｔｉｇａｔｉｏｎ
		語　学	ＬＧ	ＬｉｎＧｕｉｓｔ
		電　子	ＥＬ	ＥＬｅｃｔｒｏｎｉｃ
		画　像	ＩＡ	Ｉｍａｇｅｒｙ　Ａｎａｌｙｓｔ
		機　上	ＣＣ	Ｃａｂｉｎ　Ｃｒｅｗ
	情報通信（２３０３）	プログラム	ＰＧ	ＰｒｏＧｒａｍ
		通　信	ＣＭ	ＣｏＭｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ
		地上電子	ＧＥ	Ｇｒｏｕｎｄ　Ｅｌｅｃｔｒｏｎｉｃｓ
		機上電子	ＡＥ	Ａｉｒｂｏｒｎｅ　Ｅｌｅｃｔｒｏｎｉｃｓ
		機　上	ＣＣ	Ｃａｂｉｎ　Ｃｒｅｗ
	航空機整備（２４３３）	航空機整備	ＡＭ	Ａｉｒｃｒａｆｔ　Ｍａｉｎｔｅｎａｎｃｅ
		武　装	ＡＲ	ＡＲｍａｍｅｎｔ
		車両器材整備	ＶＭ	Ｖｅｈｉｃｌｅ　Ｍａｉｎｔｅｎａｎｃｅ
	輸送補給（２６４３）	輸　送	ＴＰ	ＴｒａｎｓＰｏｒｔ
		補　給	ＳＰ	ＳｕＰｐｌｙ
		機　上	ＣＣ	Ｃａｂｉｎ　Ｃｒｅｗ
	会計調達（２６５３）	生産調達	ＰＣ	ＰｒｏＣｕｒｅｍｅｎｔ
		会　計	ＡＦ	Ａｃｃｏｕｎｔｉｎｇ　ａｎｄ　Ｆｉｎａｎｃｅ
	隊務管理（３７３３）	総務人事	ＡＰ	Ａｄｍｉｎｉｓｔｒａｔｉｖｅ　ａｎｄ　Ｐｅｒｓｏｎｎｅｌ
		厚　生	ＷＦ	ＷｅｌＦａｒｅ
		教　育	ＥＴ	Ｅｄｕｃａｔｉｏｎ　ａｎｄ　Ｔｒａｉｎｉｎｇ
		監　理	ＣＯ	ＣＯｍｐｔｒｏｌｌｅｒ
	技　術（７８６３）	航空機	ＤＡ	Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ａｉｒｃｒａｆｔ
		誘導武器	ＤＭ	Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｍｉｓｓｉｌｅ　ａｎｄ　Ｍｕｎｉｔｉｏｎ
		通信電子	ＤＥ	Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｅｌｅｃｔｒｏｎｉｃｓ
	衛　生（８９０３）	看護官	ＮＳ	ＮｕｒＳｅ
		心　理	ＣＰ	Ｃｌｉｎｉｃａｌ　Ｐｓｙｃｈｏｌｏｇｉｓｔ
その他の特技職	上級特技職（０００３）	戦闘管理者	ＢＭ	Ｂａｔｔｌｅ　Ｍａｎａｇｅｒ
		後方管理者	ＬＭ	Ｌｏｇｉｓｔｉｃｓ　Ｍａｎａｇｅｒ

別表第７（第９条関係）

幹部特技付与権者一覧表

<table>
<tr><th colspan="2">部　隊　等</th><th>特 技 付 与 権 者</th></tr>
<tr><td colspan="2">航空幕僚監部</td><td>航空幕僚長</td></tr>
<tr><td rowspan="3">航空総隊</td><td>航空総隊司令部</td><td>航空総隊司令官</td></tr>
<tr><td>航空方面隊</td><td>航空方面隊司令官</td></tr>
<tr><td>その他の直轄部隊</td><td>航空総隊司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">航空支援集団</td><td>航空支援集団司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">航空教育集団（幹部候補生学校及び術科学校を含む。）</td><td>航空教育集団司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">航空開発実験集団</td><td>航空開発実験集団司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">補給本部</td><td rowspan="2">補給本部長</td></tr>
<tr><td colspan="2">補給処</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の部隊等並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、統合幕僚学校、共同の部隊、共同の機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁</td><td>航空幕僚長</td></tr>
</table>

別表第８（第９条関係）

准空尉空曹空士特技付与権者一覧表

<table>
<tr><th colspan="4">部　隊　等</th><th>特 技 付 与 権 者</th></tr>
<tr><td colspan="4">航空幕僚監部</td><td>航空幕僚長</td></tr>
<tr><td rowspan="6" colspan="2">航空総隊</td><td colspan="2">航空総隊司令部</td><td>航空総隊司令官</td></tr>
<tr><td rowspan="5">航空方面隊</td><td>航空方面隊司令部</td><td>航空方面隊司令官</td></tr>
<tr><td>航空団</td><td>航空団司令</td></tr>
<tr><td>航空警戒管制団</td><td>航空警戒管制団司令</td></tr>
<tr><td>高射群</td><td>高射群司令</td></tr>
<tr><td>その他の直轄部隊</td><td>航空方面隊司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の直轄部隊</td><td>当該部隊の長</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">航空支援集団</td><td colspan="2">航空支援集団司令部</td><td>航空支援集団司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">直轄部隊</td><td>当該部隊の長</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">航空教育集団</td><td colspan="2">航空教育集団司令部</td><td>航空教育集団司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">直轄部隊</td><td>当該部隊の長</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">航空開発実験集団</td><td colspan="2">航空開発実験集団司令部</td><td>航空開発実験集団司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">直轄部隊</td><td>当該部隊の長</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他の防衛大臣直轄部隊</td><td>当該部隊の長</td></tr>
<tr><td colspan="4">補給本部</td><td>補給本部長</td></tr>
<tr><td colspan="4">補給処</td><td>補給処長</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他の機関</td><td>当該機関の長</td></tr>
<tr><td rowspan="5">共同の機関</td><td rowspan="4">地方協力本部</td><td colspan="2">北海道及び東北地域に所在する地方協力本部</td><td>北部航空方面隊司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">関東、中部及び近畿地域に所在する地方協力本部</td><td>中部航空方面隊司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">中国、四国及び九州地域に所在する地方協力本部（沖縄地方協力本部を除く。）</td><td>西部航空方面隊司令官</td></tr>
<tr><td colspan="2">沖縄地方協力本部</td><td>南西航空方面隊司令官</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の直轄部隊</td><td>航空幕僚長</td></tr>
<tr><td colspan="4">防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、統合幕僚学校、共同の部隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁</td><td>航空幕僚長</td></tr>
</table>